



公益財団法人 県立西尾高等学校同窓会奨学財団

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人県立西尾高等学校同窓会奨学財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を愛知県西尾市桜町奥新田 2 番地 2 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、愛知県内の高等学校及び愛知県立西尾高等学校の在学生及び卒業生で成績優秀かつ向学心を有する者に対する奨学金に関する事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 奨学金の貸与及び給付

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、愛知県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の拠出)

第 5 条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産



(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって維持及び管理をしなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するもの



とする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議



員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（3）この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定めるものをいう、以下同じ）の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として



の権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会義に出席した評議員のうちから、その会議において選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれること



になってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊な関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。



(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。



第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 36 条 この法人に、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の対象となる者を選考するための選考委員会を置く。

(委員)

第 37 条 選考委員会は、6 名以上 12 名以内の選考委員をもって構成する。

2 選考委員は学識経験のある者のうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 選考委員のうちには、この法人の役員及び評議員が選考委員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 選考委員のうちには、選考委員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、選考委員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 選考委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

6 補欠により選出された選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 選考委員は、本条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

8 選考委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、第 21 条第 2 項（2）の評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。



(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(株式の議決権行使)

第43条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(設立時評議員)

1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。



愛知県西尾市丁田町落 9 番地 1

設立時評議員 天野 卓

愛知県額田郡幸田町芦谷北屋敷 5 6 番地 5

同 小野寺雄二

愛知県西尾市一色町松木島中切 2 1 4 番地

同 菅沼律哉

愛知県西尾市花ノ木町 7 丁目 1 5 番地 1

同 松井 康

愛知県安城市野寺町野寺 1 1 5 番地 1

同 矢田良一

(設立時役員等)

2 当法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

愛知県西尾市山下町八幡山 1 番地 4

設立時理事 杉田明弘

愛知県西尾市花蔵寺町上島南 2 7 番地

同 三浦信永

愛知県西尾市西幡豆町大坪 9 番地

同 原田勝彦

愛知県西尾市吉良町上横須賀宮腰 1 3 2 番地 1

同 新家正之

愛知県西尾市寺津町十三塚 1 0 番地 3

同 宮地芳孝

愛知県西尾市塩町 1 番地

同 鳥山欽示

愛知県西尾市上矢田町郷後 9 6 番地 2

同 坂田葉子

設立時理事長 杉田明弘

愛知県碧南市鷺塚町 5 丁目 2 3

設立時監事 神谷 研

愛知県西尾市伊藤 5 丁目 2 番地 1 1

同 加藤浩道



(最初の事業計画)

- 3 当法人の設立時当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 4 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

- 5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 愛知県西尾市山下町八幡山1番地4

設立者 愛知県立西尾高等学校同窓会 会長 杉田明弘

(法令の準拠)

- 6 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(財産目録)

基本財産(5条関係)

現金 600万円

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する

30.4.1-
平成30年 月 日

(主たる事務所) 愛知県西尾市桜町奥新田2番地2

(名 称) 公益財団法人県立西尾高等学校同窓会奨学財団

(代表理事) 代表理事 杉 田 明 弘

